

## 山内 よし子議員（日本共産党・京都市南区） 2020年2月25日

【山内議員】日本共産党の山内よし子です。通告に基づき質問をいたします。

最初に、教員の長時間労働を是正し、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障することについて伺います。

### 教員への変形労働時間制の導入やめよ

第1に、変形労働時間制の導入の問題についてです。

昨年12月の代表質問でも指摘しましたが、変形労働時間制の導入は、「繁忙期」には1日10時間労働まで可能とし、長期休暇などの「閑散期」と合わせて1年間の平均で1日当たり8時間労働に納めようとするものです。最大の問題は、抜本的な教員の定数改善を行わずに、総労働時間を短く見せかけるためのものであり、教員の長時間労働をさらに促進させかねないことです。本府の公立学校の教員の勤務時間は、持ち帰りを除いても月80時間の過労死ラインを超える方が全国と比べても、たいへん多く、教員の半数以上が過労死ラインを超えて働いておられます。

平成30年度の府教委の調査では、小・中・高校・支援学校の教員の1日の平均勤務時間は11時間を超え、しかも土日の勤務時間の平均は3時間5分となっており、見過ごせない事態になっています。12月代表質問で教育長は、「休日のまとめ取りを推進するためのもの」という認識を示され、「市・町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります」と答弁されました。

しかしこの制度は、「1日8時間労働」の原則を崩すもので、働く者の健康と生活にとってたいへん問題のある過酷な制度です。5年前から府内でも「土曜授業」が府内全域に広がりましたが、振替休日が夏まで取れなかったり、また夏休み期間中に振り替える予定が部活で消えてしまい、結局休みが取れないなどの事態も起こっています。研修にプールの指導、クラブの指導、個々の問題行動への対処などなど、教員は長期の夏休み中も忙しく、お盆の特別休暇前後に1週間学校を閉めて休暇を取らなければならないほどで、「閑散期」などではないのです。

そこで伺います。教員の休日のまとめ取りの推進が働き方改革につながるのでしょうか。1日11時間、12時間も働く実態や、振替休日を夏にまとめ取りをせざるを得ない実態、また夏にまとめ取りさえできない実態を解消することこそ求められているのではないのでしょうか。本来、休日の振替は休日出勤をした週で解決しなければならない、それが無理な場合は、前3週間と後16週間の間に取らなければならないとされていますが、府内の土曜授業などの振替の保障はできているのでしょうか。夏に振り替え休日を取らざるを得ない教員が多いではありませんか。お答えください。

京都府教育委員会は、2018年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を定めましたが、2020年度に原則8時までの退勤を100%としています。しかしこれは、そもそも毎日3～4時間の時間外勤務を容認するもので、長時間勤務の解消とは程遠いものです。変形労働時間制は、労働時間の縮減が導入の前提になっていますが、府内の教員の労働時間が縮減していない以上は導入は不可能ではありませんか。

2018年に連合が行った教員の勤務時間に関するアンケート調査では、教員の6割が「今年度になって管理職から早く退勤するように言われた」と答え、そのうち半数近い教員が「持ち帰り仕事が増え

た」と回答しています。勤務時間が減ったかのように見せるだけの小手先の対策では、何の解決にもつながりません。教員をさらに長時間労働に追いやりかねない変形労働時間制は、導入すべきではないと考えますが、いかがですか。

## 正規の教職員を増やし少人数学級実現を

**【山内議員】** 教員の長時間労働を解決し、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教育予算を大幅に増額し教員を増やすことが必要です。先日、ある中学の先生にお話を伺いました。1クラス40人近くの生徒を見るのは本当に大変で、面談、家庭訪問、個別指導など、30人と40人では大きく違い、残業を減らせと言われても無理だという声を伺いました。生徒にとっても大きな違いです。少人数なら発言や発表の機会も増えますし、困ったことや嫌なことがあっても先生に相談しやすいのです。少人数学級を実施したクラスでは、子どもたちからは「たくさん発表できるよ」「先生といっぱい話ができるよ」と、保護者からも「個人懇談の時間に余裕があり、先生に相談しやすい」と声が寄せられています。

先に紹介した中学校では、府の加配を使って独自に少人数学級を実施したこともあるそうですが、クラス担任は増えても、クラスが増えた分、教科の授業時間数が増えて、教員の負担が増えます。しかし、それでも無理して少人数学級を実施したそうです。授業時数は増えて大変だけど、少人数学級が必要だと伺いました。

そこで伺います。教育予算の大幅増額と教員の定数改善を国に求めるとともに、本府の「京都式少人数教育」で中学校でも35人以下の学級編成が可能な教員を増やすだけではなく、増えたクラス数に対応する教員も増やす必要があると考えますが、あと何名増やせば、本格的に中学校で35人以下学級が実施できるのですか。そして京都府独自で、中学校でも少人数学級実施のための教員を増やす努力を行うべきと考えますが、いかがですか。

## 授業時間数を縮減し教員の負担軽減を

**【山内議員】** もう一点は、標準授業時数を大幅に上回るような授業時数を縮減するなど、教員の負担を軽減する問題です。

昨年1月に中央教育審議会は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」という答申を出しました。前文では、「子どものためであればどんな長時間勤務も良とする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、そのなかで教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならないものである」として、定数の改善とともに部活の指導の見直しや、授業時間数の縮減などを求めています。

本府における小中学校の授業時間数も、学習指導要領が定める時間数を大幅に上回っており、小学校1年生では年間56時間、中学2年で43時間上回っています。さらに児童会や生徒会活動、学校行事なども含んだ総授業時数は、多くの学年で100時間前後上回っています。府教委として、市町の教育委員会とも連携しながら授業時間数の削減について取り組む必要があると考えますが、いかがですか。また、土曜授業の在り方についても見直すべきと考えます。いかがですか。

## 正規の教諭の採用を

**【山内議員】** また、過酷な教員の働き方のなかで、教師を目指す若者の減少や講師が見つからない事態も深刻になり、全国でも京都でも教育に穴が空く事態が起こっています。いつ雇い止めになるかわからない臨時の教員を、教員免許を更新をしてまで続ける人が減っているのです。「教育に穴」が空く事態は深刻で、未履修にはさせられないと2人の教員が3クラスを受け持ったり、教頭や教務主任が担任を持ったり、また英語や数学の少人数授業の先生方が、少人数授業を行わずに代替としてクラスを持ったりなど、現場の疲弊に拍車をかけています。産休などは休暇の予定があらかじめわかっているのですから、せめて年度当初の4月から代替の教員を置くべきです。

昨年10月の決算委員会書面審査でこうしたことを求めたときに、府教委は「莫大な人件費がかかる」と検討すらしませんでした。子どもたちの「教育に穴」が空くことと、人件費を天秤にかけることは大問題です。正規の教諭採用を増やすこと、長い間京都府の臨時教員として働いておられる方々を正規として採用することや、年度当初から産休代替の教員を確保することを改めて求めますが、いかがですか。

## 外国籍の子どもの学習権の保障を

**【山内議員】** 次に、外国籍の子どもたちが急増するなかで、その子どもたちの学習を保障し、支援を行う問題についてです。政府の外国人労働者の受け入れ政策によって、日本の労働力人口約6600万人に対して、外国人は平成29年10月末時点で約127万人で、労働力の約50人に1人は外国人です。京都府内の状況も同様で、6万人を超える外国人住民が京都に居住しています。

府内で日本語指導が必要な児童・生徒は、京都市を除いても分かっているだけで138人にのぼるといわれています。母国語は中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語等、多様な国にルーツを持つ子どもたちが日本で学んでいます。しかし日本語の指導方法も分からない、教材がない、教員も専門家も不足しているなどなど、指導上の多くの課題があります。また、子どもたちにとっても、母国語を話す環境がないために、日本語もうまくしゃべれず、母国語もうまくしゃべれず、アイデンティティが保てないなどの問題もあります。日本語指導が必要な児童生徒は、府が把握しているだけでも宇治市に43名、八幡市に25名、福知山や京丹後にはそれぞれ15名前後、相楽や精華町、長岡京市や舞鶴市、綾部市、南丹市など広範囲に及んでいます。

昨年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育は各自治体と雇用企業の責務とされ、日本語指導が必要な児童18人に1人の割合で段階的に教員を配置することになっていますが、加配が配置されても、八幡市は1名のみ、相楽や南丹以北には加配が1名も配置されていません。また加配が配置されていても、そもそも教員が忙しすぎる、講師が不足している状態で、先生方は授業が終わってからも、言葉が通じないなかで必死でその子どもたちの支援を行っています。放っておくわけにはいかないのです。

昨年12月に本府は、「地域における日本語教育推進プラン」を策定しましたが、中間案のパブリックコメントには、「『子どもに対する学習環境の整備』と言いながら具体策がない」「学校に在籍する外国籍児童について、教育委員会と連携して学校教育の中での日本語学習時間の確保と人材バンクの設置が必要」など、貴重な意見が寄せられました。しかし、府の考え方として示されたのは、「子どもに対しては学校教育での対応が基本となるため、関係する部署と連携して取り組んでいく」と一括して

書かれているだけです。

岐阜県では、国から配置される加配教員に加えて、母語を話することができる外国人児童生徒適応指導員を県単費で19名配置し、また特別の教育課程の編成・実施、来日して間もない外国人児童生徒に対する初期指導のカリキュラムの作成・普及など、国際交流課と教育委員会が連携して支援を行っています。

そこで伺います。府内の日本語指導が必要な生徒の実態、実情をどのように把握しておられますか。外国籍の子どもたちの学びを保障する点で、実態に合った支援員の配置などが求められていると思いますが、いかがですか。また外国籍の子どもたちのアイデンティティを保障するためにも、母国語で学ぶ環境整備も必要だと考えますが、いかがですか。以上お答え下さい。

**【答弁・橋本教育長】** 山内議員のご質問にお答え致します。

#### **（変形労働時間制の導入）**

1年単位の変形労働時間制の導入についてであります。本制度は休日のまとめ取りを実施することにより、教員の自己研鑽やリフレッシュの時間を確保し、教職の意欲向上につなげることで、教員の質能力向上や、意欲と能力のある人材の確保を目指すものであると考えております。そのためにはまず、課業期間中や長期休業期間中の業務量を確実に削減することが重要であり、他の施策と相まって学校における働き方改革を進めるためのひとつの選択肢になりうる仕組みであると考えております。週休日の振替等については、大半は取得できておりますが、課業期間中は授業があることから、夏期休業期間中に振替先を確保せざるを得ない実態があることも踏まえ、教員については健康状態にも配慮しながら、振替期間を実施後16週まで延長しております。

1年単位の変形労働時間制の導入の前提につきましては、国会の付帯決議を踏まえ、今後、文部科学省から省令および指針によって示されると聞いておりますが、府教育委員会といたしましては、その内容も踏まえ市町教育委員会の意見も聞きながら、今後の対応を検討してまいります。

#### **（教員の増員について）**

次に、委員ご指摘の、中学校における学級数の増加に対応した教員の増員についてでございますが、今年度の生徒数をもとに、本府の定数配当基準をもとに試算をすると、府内すべての中学校に於いて35人で学級編成をした場合と、40人で学級編成をした場合の差は、約150人になります。一方で、本府では35人を超える学級規模の解消や少人数指導を実施できるよう、国の指導方法を工夫改善定数に加え、府独自の定数を措置しているところであり、府全体としては学級数の増加にも対応した教員を配置している状況となっております。各市町教育委員会におかれましては、「京都式少人数教育」の枠組みを活用し、各学校の状況や課題を踏まえながら、少人数学級編成と少人数指導を選択して対応いただいている状況であるところでもあります。現状以上の拡充を図っていくためには、国が標準法を改正し、学級編成基準の引き下げや基礎定数の改善を図ることが必要であり、これまでから国に対して定数の拡充等を要望しているところでもあります。

次に、昨年3月の国の通知において、教育課程の編成・実施にあたっては、学校における働き方改革に配慮するよう依頼があったところでもあります。府教育委員会ではこの通知を受け、各校で教員の過度な負担にならない適切な授業時数となるよう、各市町教育委員会に通知をしたところですが、いずれにせよ授業時数は市町教育委員会の権限と責任により設定されているものであり、今後とも必要に応じて助言をして参りたいと考えております。

また、土曜授業につきましては、各学校がより多様で魅力的な教育活動を展開するため、保護者や地域住民参画が得やすい土曜日を活用した行事や公開授業が行われており、仕事で平日の授業参観に来られない保護者が学校での児童生徒の様子を見られる等のメリットがあると考えております。土曜授業の実施については、児童生徒や教員の過度な負担とならないよう、土曜日の児童生徒の過ごし方や地域の実情を踏まえ、各学校や市町教育委員会において判断されており、今後とも必要に応じた助言や他の自治体の取り組み、府内の状況についての情報提供等に努めてまいります。

### （「教育の穴」について）

次に、「教育の穴」問題についてであります。年度当初から産休代替の教員を確保することについては、二重に人件費が必要となり、府民や納税者の目線から理解が得られるのか、といった課題から、他府県における効果も検証しながら慎重に対応すべきであると考えております。一方で退職者数が減少傾向にあるなか、令和2年度は前年度を上回る約430名の優秀な人材を採用する予定でございます。また、法律上、講師を無条件で採用する事できませんが、講師経験を有する方を対象に、一定の基準を設けて一次筆記試験の一部を免除したり、今年度からは実質的に年齢制限を撤廃し受験機会拡大を図るなどの工夫を図っているところでございます。

### （外国人児童への学習支援について）

最後に外国人児童に対する学習支援についてであります。日本語指導が必要な児童が約140名いるなかで、日本語指導支援員が18名、母語支援員が14名配置されるなど、各市町村において様々な支援が行われているものと認識しております。府教育委員会といたしましては、一人ひとりの母語・母文化を尊重しながら、日本語指導を含めたきめ細やかな支援体制の充実とともに、多様なニーズに応じた支援が重要であると考えております。このため、府教育委員会では国の補助事業を活用し、府内二市において、日本語指導支援員の派遣や個別の指導計画の作成による日本語指導、母語支援員による保護者との連絡調整、関係教員向け会議の開催による成果の普及や情報共有などの取り組みを推進しております。

また、本事業では、小学校入学前の幼児及び保護者が母語・母文化を学ぶプレスクールや、家庭と学校の地域連携を目的として母語・母文化を学ぶ親子教室なども、各市町村で取り組むことが可能となっております。今後とも、市町教育委員会に対し、本事業の有効な活用を促すとともに、国の「外国人児童・生徒受入の手引き」や日本語指導アドバイザーの派遣制度などのいっそうの周知を図るとともに、京都府国際センターをはじめとする関係機関と連携をしながら、外国人児童生徒への支援充実に努めてまいりたいと考えております。

**【山内議員・再質問】**最初に数点指摘をいたします。少人数学級の実施についてですが、中学校では150人必要だということでしたけれども、ぜひ150人増やすべきだと思います。選択出来るというふうに仰いましたが、生活の単位である一クラスの人数を少人数にすることは、いじめや不登校も減少し、子どもたちの学力向上にとっても必要な、基本的な基礎的な教育環境です。少人数授業と少人数学級とを並列において、どちらかを選択させるのではなく、1クラスの人数をまず35人以下にすること、その上でTTや少人数授業など、子どもたちの実態に応じて教員を配置できるようにすべきです。府内のすべての学校で少人数学級を実施できるよう、計画的に教員を増やす予算措置を強く求めるものであります。

また、日本語指導が必要な子どもたちの問題についてです。知事は開会日に外国人材の活躍を後押ししていくと述べられましたが、その子どもたちが学校できちんと教育を受け、日本語も分かるし基礎的な教養も身につけることができるようにすべきです。今教育長から答弁がありましたけれども、学校教育のなかでもきちんと日本語指導ができるように、一番子どもたちが生活をしている場所で日本語の指導、それから教養も身につけることができるようにすべきですし、たぶん実態の把握が遅れているというふうに思いますので、きちんと実態を把握することから始めていただきたいと思います。

再質問ですが、変形労働時間制の導入についてですが、導入に向けた文部科学省の教育関係団体のヒアリングの中でも「超勤実態の固定化につながる」「異常な長時間労働の実態を隠蔽する危険性があり、導入すべきではない」など反対の意見が相次いでいました。現場からも「夏休みまで体がもたない」と声が上がっています。教育長は今、教員の資質向上に効果があるというふうに仰いましたが、教員の時間外勤務の今の実態をどういうふうに考えているのか、変形労働時間制度の導入でいったい何が解決できるのか、お答えください。

**【再答弁・橋本教育長】** 山内議員の再質問にお答え致します。変形労働時間制に関するお尋ねでございます。変形労働時間制の導入が長時間労働の固定化等につながるのではないかといたお尋ねでありましたけれども、先程も少し触れましたが国会の附帯決議におきましては、この制度の導入の前提として在校時間の上限や部活動ガイドラインを順守すること、また当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことなど指針に明記した上で、これを守るように省令に規定をするというふうに求められております。これを踏まえた上で制度導入を検討することになりますので、導入によりましてさらに長時間勤務になる、長時間勤務を固定化するという指摘は当たらないと考えております。ただ、いずれにいたしましても、学期中、長期休業期間中の業務量を確実に削減していくことは非常に大切なことですので、引き続き教員勤務の改善に向けて、また働き方改革の推進に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**【山内議員・指摘要望】** ただ今教育長から答弁がございました。いろいろ附帯決議が付いてることでしたけれども、在校時間の上限を決めても、問題の解決になるのかということがあります。持ち帰り残業が増える、そういう懸念もあります。昨年12月の質問、若干繰り返しますが、新聞の調査で10年間の教員の過労死は63人と報道がありました。これあくまでも公務災害に認定された方の数で、氷山の一角です。今日も和歌山県の高校の教員が9年前に自殺したのが過労自殺だったということで、当初公務外とされた方が再審査を行って公務災害と認定されたというような報道があったところですが、今やらなければならないのは、定数を改善せずに授業時数を増やしてきた国の政策を見直すことと同時に、府教委が自らの施策を厳しく見直すことです。府教委の「働き方改革実行計画」には教員の意識改革や現場の努力を求めています。肝心の授業時数をどのように減らしていくのか、まったく触れられていません。府教委としてどのように授業時間数を減らすのか、また教員を増やすのか具体的な計画を立てるべきです。厳しく指摘して次の質問に移ります。

## 高学費の解消と給付制奨学金の創設を

**【山内議員】** 次に大学の高学費の解消と給付制奨学金の創設についてです。

2012年に日本政府は国際人権規約の「中等・高等教育の段階的無償化」を定めた条項の留保を撤回し、批准しました。しかし、依然として日本の学費は世界的にみても高く、無償化に向かっているとは到底言えないどころか、国立大学で学費を値上げをすることが出るなど、逆行する事態がおこっていることは重大です。労働者福祉協議会が行った「奨学金や学費負担に関するアンケート調査結果」が昨年5月に発表されました。勤労者を対象に行ったものですが、高等教育関連の負担に関して優先的に実現してほしいことについて、「大学などの授業料の引き下げ」を第1に挙げた方が48%と突出して多くなっています。高い学費を負担するために、奨学金を目一杯借りたり、1日8時間近くアルバイトをして授業に出られなかったりと、学業に支障が出る事態も異常です。京都府として学費引き下げを国に求めることが必要と考えますが、いかがですか。

また、4月から低所得世帯を対象とした高等教育の修学支援制度が始まりますが、現行で授業料が全額または一部免除されている国立大学学部生4万5千人のうち、新制度の導入で同額以上の支援が受けられるのは2万1千人のみです。1万1千人の支援額が減少し、1万3千人は支援が受けられなくなります。先の京都市長選挙では、自治体による給付制奨学金の創設を求める声が広がり、「塾講師のアルバイトと有利子奨学金で学費と生活費を賄っている。給付制奨学金があったら助かる」という大学1年生の声や、「大学に行くお金を貯めるためにアルバイトをしている。給付制奨学金をぜひ作ってほしい」という20代の男性など、多くの切実な声が寄せられました。

本府では、返済不要の奨学金の創設を求める若者の運動などのなかで、独自に就労奨学金返済一体型支援事業を創設をされましたが、補助対象者は昨年度は27社80人、補助金額は316万円にとどまっています。もともと制度創設時は1億円の予算が組まれていましたが、来年度予算案を見ると予算額も2千万円に減っています。せめて中小企業の負担をなくすなど、この制度の見直しや改善が必要と考えますが、いかがですか。

奨学金を返済している若者に、例えば利子分の補助をするなど、直接支援する制度を作るべきと考えますがいかがですか。また京都府として、大学生に対する返済不要の奨学金制度の創設を求めますがいかがですか。以上お答え下さい。

**【知事答弁】** 山内議員のご質問にお答え致します。

大学の学費引き下げについてであります。大学の授業料や入学金といった学費につきましては、国立大学におきましては国が定める金額を標準額とし、社会経済状況等を総合的に勘案して設定されているものでございます。また、私立大学におきましては、各大学の経営方針や運営の観点から、各大学独自の判断で設定をされております。その上で、経済的な理由で学費負担が困難な大学生につきましては、国におきまして給付型の奨学金や貸与型の無利子奨学金の負担軽減制度が設けられているところでございます。来年度からは、給付型奨学金の対象者を今年度の4万1千人から約51万人へと大幅に増員することに加えまして、授業料や入学金の減免制度が創設されるなど負担軽減の大幅な拡充を図ることとされております。なお、府立の大学につきましては、国の新しい制度を上回る授業料減免制度を以前から設けておりまして、引き続き安定して学業に励めるように努めてまいりたいと考えております。

**【答弁・古川文化スポーツ部長】** 奨学金返済者に対する利子補給制度と奨学金制度についてでございます。

大学生に対する就学支援につきましては、これまでから大学を所管する国の責任において、充実が図

られてきたところでございます。有利子奨学金につきましても、各銀行の教育ローンよりかなり低い0.002%~0.153%の金利が設定されている上、学費軽減の考え方と同様に、経済的困窮者や失業、病気などの際には返済期間の猶予を行うとともに、猶予中は無利子とされているところです。また、給付型奨学金につきましても、これまでから国において充実が図られてきており、特に来年度からは、授業料・入学料の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金の支援対象者も年収270万円以下の住民税非課税世帯から、年収380万円未満の住民税非課税世帯に準じる世帯にまで拡大されることになり、国の試算によりますと給付型奨学金の支給対象人数は約51万人まで拡充される見込みとなっております。

京都府といたしましては、国に対しまして大学生に対する修学支援の充実に向け、引き続き教育費への負担感が強い多子世帯に対する支援の充実や授業料減免、給付型奨学金の更なる拡充などを求めますとともに、この独自支援策であります高校生に対する「あんしん修学支援事業」を拡充する予算を今議会提案し、次世代を担う子どもたちが経済状況に左右されることなく、安心して学べる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**【答弁・鈴木商工労働観光部長】** 就労奨学金返済一体型支援事業についてでございます。本支援事業は、若者の経済的負担を軽減し、職場定着を促進するとともに、中小企業の魅力向上により人材確保につなげることを目的に実施しております。平成29年度の制度創設以降、支援対象者の府内居住要件の廃止や対象となる事業所の拡充など、より活用しやすい制度に改善するとともに、子育てサポートチームが府内企業2万5千社を訪問するなかで、制度の周知を図ってまいりました。これにより、制度導入企業は、制度を創設いたしました平成29年度は14社だったところ、本年1月末で52社、支援対象者は205人となったところでございます。制度を導入・利用している企業や従業員からは、「学生の確保につながった。返済の負担が軽減され、安心して働くことができる」などの声を聞いており、引き続き経済団体とも連携し、制度の普及を図り若者の経済的負担の軽減と人材確保につなげてまいります。

**【山内議員・指摘要望】** 知事からご答弁ございましたけれども、大学の学費についてですが、国際的に見えますと、日本の高等教育の費用が非常に負担が重いというのは、国際的な問題にもなるくらいですので、やはり国にもきちんとものを言っていただきたいと思います。就労奨学金返済一体型支援事業について、少しずつ広がっているということでしたけれども、今、中小企業をめぐる経営環境が厳しいなか、企業が負担しなければならない制度では、利用したくてもできない企業があるのではないかと思います。ぜひ、検証をおこなっていただきたい。

同時に、返済している若者や、奨学金を必要としている大学生などに直接届く制度が必要だと思えます。鳥取県では大学、短大、高等専門学校生を対象に、奨学金の利子を助成する制度とともに、月に2万円から4万円の給付制奨学金制度を作って運用されております。本府でもぜひ制度を創設されるよう要望して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。